資料

計量行政審議会平成17年度第1回議事録

平成17年度第1回計量行政審議会は平成17年7月26日㈫午後1時から同2時40分まで、経済産業省本館17階第1・第2共用会議室で開催された。審議時間は1時間40分であった。

議事内容は次のとおり。（氏名をフルネームにして、委員名簿に基づいて所属を追加し、また一部に見出しを付加した）

配付資料はウェブサイト「2005年度計量法改正情報BOX」（http://www.keiryou-kaisoku.co.jp/hou-kaisei2005/001sinngikai/g01_20050726.htm）、経済産業省ウェブサイト（http://www.meti.go.jp/committee/materials/g50913ai.html）からダウンロードできます。【編集部】

会長あいさつ

籔内雅幸計量行政室長（経済産業省産業技術環境局計量行政室）　定刻となりましたので、平成17年度第1回計量行政審議会を開催させていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます計量行政室長の籔内でございます。よろしくお願いいたします。

委員の異動紹介

籔内雅幸計量行政室長　まず審議に入ります前に、異動等により新しく審議に加わります方々の御紹介をさせていただきたいと思います。

御異動に伴い新たに審議に加わります方々は、大西匡委員の御後任として中村健一委員、それから、正野寛治委員、宮崎緑委員です。

それでは、以降の議事進行は田﨑会長にお願いいたします。

田﨑雅元会長議長で議事進行、会長あいさつ

田﨑雅元会長（川崎重工業㈱取締役会長）　それでは、議事を進めさせていただきます。

後ほど紹介がありますけれども、このほど、今後の計量行政のあり方についてということで、経済産業大臣から諮問がありました。今後の計量行政のあり方を決める重要な審議会であります。答申に向け委員各位の御協力をお願いいたしたいと思います。本日は答申に向けたスタートとなりますので、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、初めに申し上げますが、審議会の公開にかかわる閣議決定、平成7年9月に審議会等の透明化、見直し等について、また平成11年4月27日、審議会等の整理合理化に関する基本計画といったものが出ましたけれども、それを踏まえまして、原則公開ということで運用することといたします。

審議官あいさつ

田﨑雅元会長　初めに、経済産業省の原山審議官から一言ごあいさつをお願いいたします。

原山保人審議官（経済産業省審議官［基準認証担当］）　御紹介いただきました計量を含む基準認証を担当しております原山でございます。本日は、大変足元の悪い中を御参加いただきまして、御礼を申し上げます。

計量制度でございますけれども、前回の本格的な見直し改正は、当計量審議会におきまして、平成2年に着手をしていただきました。それ以来、優15年を経ております。この間、計量制度につきましては公正な取引の基盤として、その機能を果たしてきたわけでございます。

他方、御案内のとおり、国民の皆様の安全・安心に対する関心の高まり、あるいはデジタル技術を中心とする技術の変化等、諸環境も変わってきております。社会の基盤的な制度でございますので、一定の安定ということも大事でございますが、これまでの計量制度が歩んできた歩みと同様、必要な場合には必要な制度のあり方について再度検討するということもあろうかということから今般、田﨑会長からございましたとおり、経済産業大臣から皆様に諮問させていただいたところでございます。

計量制度自身が大変広範な分野を所掌しておりますから、御審議も大変だと思いますが、ひとつよろしくお願い申し上げます。

配付資料確認

田﨑雅元会長　事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

籔内雅幸計量行政室長　本日の資料は、議事次第、委員名簿、座席表、石川に資料番号が書いてございますが、資料1から7の計10種類でございます。足りないものがございましたら、お知らせ願います。

田﨑雅元会長　よろしゅうございますか。

議題1　新しい計量行政の方向について

田﨑雅元会長　まず、経済産業大臣から提出された議題1にありますように、今後の計量行政のあり方についての諮問について、事務局より説明をお願いいたします。

籔内雅幸計量行政室長　資料2、新しい計量行政の方向についてということで、平成13年の審議会整理統合により、計量行政審議会はその権限に属させられた事項を処理することとなっております。今般は、柱書きの1．2．3．4．と書いてあります項目について意見を示していただきたいと思います。

詳細は省略させていただきますが、1．計量器の検査・検定等についての検討、2．商品の適正計量など消費者に身近な計量についての検討、3．計量標準・標準物質の供給体制の整備、またこれらへのトレーサビリティのあり方の検討、4．その他計量単位、計量士を含めた人材の有効活用の検討ということでございます。

(1) 新しい計量行政の方向について

田﨑雅元会長　続きまして、資料3、新しい計量行政の方向について、事務局より説明をお願いいたします。

原山保人審議官　お手元の資料3を使わせていただきまして、十分な御審議時間を取っていただきたいものですから、15分か20分で、この資料3について、私の方から、少しはしょった形になりますが、御説明をさせていただきます。

1ページ目でございます。計量するなわち「計る」ことにつきまして大胆に整理させていただきますと、以下ございますとおり、公正な取引の確保、あるいは血液検査や水質検査に代表されますような安全・安心の確保、さらには産業競争力強化の促進、こうした観点からの重要な要素であると考えております。

2番でございますが、適切に計量いたしますためには、適切な計量器――ハードウェアですね――、適切なはかり方、適切なものさしが必要になります。ものさしについては後ほど御説明いたします。なお、これらがそろっておりましても、はかる方が意図的に悪事を働けば適正な計量、公正な取引証明の確保は不可能となります。

まずハードウェアからでございます。計量法では指定の計量器、18種類の規制をしております。また、任意のマーク制度でございますが、JISマーク制度の活用による計量器等多数、ございます。

2ページにまいりまして、はかり方につきましては、はかり方の世界標準が多数存在します。3、4行目のところですが、特にISO／IEC17025などは、これを満たす機関の計測結果は信頼できるものと広く認識されているところでございます。

3番にいきまして、正しいものさしでございます。物理的な計測を行うときの基準となるものを計量標準と称しております。また科学的な計測をするときには基準となるものを標準物質と称しておりますが、これらをあわせて、この文書においては、以降「計量標準等」とさせていただきます。

こうしたものをものさしと言っておりますが、同じものさしを用いてはかる計測結果は比較することに意味はございますが、違うものさしで調整した計量器による計測結果には比較の意味がございません。独立行政法人産業総合研究所計量標準総合センター、以降「NMIJ」と言わせていただきますが、ここが開発・供給を行っております。ここの供給したものについては、国際的な約束事によりまして、他の主要国でも適切なものさしとして受け入れるためのルールが整備されているところでございます。

少し歴史を振り返らせていただきますと、1番目に、歴史的には升とか分銅のようなハードウェアの規制が主体でございましたが、次のページに行っていただきますと、2．でございますが、昭和50年には環境計量証明事業という形で、はかり方の規制の運用を開始いたしました。また、平成14年にはダイオキシンが問題となりまして、より厳しい特定環境計量証明事業、以下「MLAP」と称しておりますが、こうしたものについてスタートいたしました。

また、ものさしにつきましては3番、平成5年に国家計量標準の供給を開始いたしました。認定された校正事業者が国家計量標準等により各計量器の校正を行うサービス、以下「JCSS」と言わせていただきますが、こうしたものを平成5年改正でスタートしたわけでございます。

そのほか、国際化の必要性から(1)メートル条約の徹底でございますとか、官から民へという流れに対応して平成5年に、事業所に自主検定を認める指定製造事業者制度の運用を開始いたしました。また、国から地方へという流れに即しまして、事務の一定部分を地方公共団体の権限に移行するということも行ってきております。

Ⅲ番で近年の変化でございます。このように計量制度は各時代の要請に適切に対応しつつ、最終行ですが、信頼、安全、安心の基盤として機能してきていると評価できると思います。しかしながら、近年は計量をめぐる環境が多くの点で変化をしております。過去の実績同様、こうした変化に対応すべき時期に来ているとも考えられます。

その変化の一つとして、1番、安全・安心に関する国民の関心の高まり、2番、規制改革に関する政府の積極的取り組みの進展、特に基準認証につきましては閣議決定におきまして自己確認・自主保安化、民間活力の活用、あるいは重複検査の排除といった方向性が示されているところでございます。

3番、行財政改革でございます。国だけではなくて地方公共団体も含めた行財政改革の必要性は増大しております。平成12年の自治事務化、地方権限移管以降、計量行政に投入する人員や予算が削減される地方公共団体が多く発生してきております。計量行政を実施する上での体力格差が地方公共団体間でも広がってきているようであります。

4番、デジタル技術を中心とした技術の変化も大きうございます。

5番、正確な計測計量も重要な要素となる、例えばISO9000番の活用などが普及してきております。

6番、国家計量機関でございます産業技術総合研究所が独立行政法人というふうに形態を変えてきております。

次のページ、7番でございますが、電気、ガス、水道等の公共事業の自由化が進展しておりまして、例えば家庭等からのエネルギーの販売など、計量法が想定していない取引形態も出現をしております。

8番、計量標準の供給につきましては、平成5年以降、それなりの努力はしてきましたが、まだ普及は不十分な水準かと認識しております。

9番、平成7年にWTO合意がございました。この中で、2行目の最後ですが、適合性評価、これは検査、検定、合格、不合格と、こういった手続を行う場合には、国際基準を用いることが義務化されております。薬事法ですとか、電気安全法ですとか、こうしたものも順次法改正をして国際標準に整合化をさせてきております。

10番でございますが、平成17年、ことしの1月に国家計量標準等の同等性あるいは国家計量標準機関の発行する校正証明書の同等性を各国間で相互に承認するような協定が発効しております。

最後の3行に行っていただきまして、こうした各国の国家計量標準機関（NMI）を中心としつつ、本当の基準認証を相互に受け入れるような国際的な環境が大きく前進をしているところでございます。

6ページへ行っていただきまして、検討に当たっての視点・配慮点でございます。

1番目、効果的で合理的な規制のあり方を目指したい。2行目の途中からですが、ハードウェアの性能が向上してまいりました。むしろ計量器の使用者の不正を抑制することの重要性が高まっているのではないでしょうか。

パラグラフの二つ目で、不正事業者がおそれますのは行政指導ではなくて、消費者等の信頼を失うことであるということにかんがみますれば、これまでほとんど実績のなかった不正事業者名の公表などの手続について、きちんと整備をするということが効果が高いのではないかと思います。

四つ目のパラに飛んでいただきまして、従前の規制にとらわれず、いずれにしましても、投入行政コストに対し、より効果の高い合理的な方法を模索すべきであります。

2．すべての自治体が適切な計量行政を行える選択肢の拡大ということが大事ではないかと考えます。それぞれ自治体ごとに事情は異なりますが、全国的に一定水準の計量行政の実施は必要だと考えます。自治体ごとの実情を踏まえつつ、適切に行っていただけるような選択肢が必要ではないかと考えております。

3番、持続可能な制度設計。言うまでもございませんが、せっかく制度を改めても数年で改正しなければいけないということがあってはならないと思います。社会の変化を先取りしていく必要があろうかと思います。

技術革新の促進でございますが、少なくとも規制のあり方が技術の促進を阻害するようなことは極力排除すべきだと考えております。

5番、国民あるいは自治体にとっては地域住民だと思いますが、これらの積極的参画の促進という観点です。最初の行、消費者を中心とした国民が適正計量に関する関心と知識を持つことが公正な計量を実現するため最も重要な要件ではないでしょうか。

最終行のところで、住民（消費者）の主体的・積極的参画を促す仕組みを考えるべきではないかと考えております。

6番、関係各府省との連携。非常に幅広い制度でございますので、言うまでもございませんが、当省のみならず、関係府省との積極的な連携を行っていくことが大事だと考えております。

そうした上で制度見直しの方向性でございます。まず1番、特定計量機器の検査・検定については、a)規制対象を削減する方向で見直し、その際には消費者保護に重点を置くべきではないか。

b)でございますが、他方、商品量目規制を合理化していくためには、日本のみが規制していない自動はかりを規制の対象とすることなども含め検討すべきではないか。

c)計量士。詳細は省きますが、このとおり、多くの計量士が活躍しておられます。計量士に関する制度を見直すなどにより、一定以上の能力を有する民間人が権限を持って諸般の検査において活躍することができる制度を整備するほか、JISマーク制度を活用するなどによって民間人・民間機関の能力を最大限活用することを可能とすることにより、地方自治体の選択肢を拡大するべきではないか。

d)でございますが、抜き打ち検査などの事後検査を強化するべきではないか。

e)WTOルールにのっとり国際標準との整合性を図るべきではないか。

f)基準器というものが我が国の計量法には存在しております。詳細は、ここでは省かせていただきますが、一種のものさしでございます。日本独自の制度であること、あるいは先ほど申し上げましたJCSSが一定程度普及してきたことなどにかんがみまして、JCSSへの一本化も含めて現実的な計量標準等の供給のあり方について検討すべきではないか。

大きな2番で、商品量目制度でございます。b)に飛んでいただきまして、現行は商品陳列後のサンプル調査主体の規制方法でございますが、むしろ事業者による品質管理を促す制度に重点を移行するべきではないか。

（次号以下につづく）

「計量制度検討小委員会第3ワーキンググループ（WG）」の配付資料

「計量制度検討小委員会第2WG量目規制のあり方等（平成17年度第2回・2005年度第3回）」の配付資料

「計量制度検討小委員会第1WG物質の供給等（平成17年度第3回、2005年10月6日開催）」の配付資料

「日本計量新報」の関連報道15回分（参考資料）計量行政審議会の再編成について「2001年7月18日開催「計量行政審議会」配付資料1」以上の文書を「計量計測データバンク」に追加しました。（編集部）

日本計量新報社では2005年度計量法改正作業を

すべて伝えるためにインターネットのホームページ「計量計測データバンク」に「2005年度計量法改正情報BOX」を設けております。ここでは計量行政審議会の本会議、計量制度検討小委員会のワーキンググループ（WG）の改正作業など公開された文書のすべてを掲載します。また日本計量新報でニュース報道内容など関連文書のすべてを掲載します。すでに「平成17年度第1回計量行政審議会」、「計量制度検討小委員会第1WG第1回会合」、「第2WG第1回」、「第3WG第1回・第2回」の配布資料の掲載、および公開された議事要旨・議事録を掲載しております。

「2005年度計量法改正情報BOX」更新情報

http://www.keiryou-keisoku.co.jp/hou-kaisei2005/hou-kaisei-top.htm